

石巻市低入札価格調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 石巻市低入札価格調査要綱（平成30年石巻市告示第325号。以下「要綱」という。）第7条の規定により付議された低入札価格調査の内容について審議するため、石巻市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 入札執行者から付議された低入札価格調査の内容について審議し、低入札価格調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされるか否かについて判断すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、低入札価格調査の結果に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部次長、復興事業部次長、建設部次長をもって充てる。
- 4 委員は、復興事業部基盤整備課長、同部区画整理課長、産業部水産基盤整備推進室長、同部農林課長、建設部都市計画課長、同部道路第2課長、同部建築課長及び同部下水道建設課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議を統括する。

- 2 委員会の会議は、委員長、副委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、緊急を要すると委員長が認める場合は、この限りでない。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(決定)

第7条 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成30年10月15日から施行する。